

## Ⅵ. 宝永の差出帳

上田市指定古文書（昭和61（1986）年）

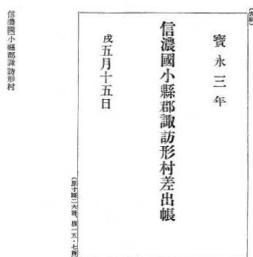
### 1 『宝永の差出帳（上田藩村明細帳）』とは

『上田藩村明細帳』は現在の上田市を中心とする地域の大部分の村々の、今から300年以上も昔の様子を詳しく知ることができる、たいへん貴重な資料です。

宝永3（1706）年、上田藩主は仙石氏から松平氏へと交代しました。この時、上田藩主となった松平忠周の命令で、領内の全村から現在の「村勢要覧」にあたる書き付けが提出されました。1村1冊ずつ、計86冊で『宝永の差出帳』とも呼ばれています。

『宝永の差出帳』の構成は上巻（小県郡小牧村ほか28カ村）、中巻（小県郡前山村ほか27カ村）、下巻（小県郡染屋村ほか23カ村、更級郡稲荷山村ほか6カ村の村差出帳と、宝永3年信濃國小県郡更級郡旧知郷村高帳）となっています。

残念ながら原本は伝わっておらず、現在残っているものは寛政3（1791）年に藩の役人（堀勘大夫、稻垣勘左衛門、兎束伴左衛門）が、現在の坂城町にあった代官所から取り寄せて書き写したものです。



『宝永の差出帳』には、それぞれの村の年貢、用水、橋、家の数、人口、馬の数、職人、寺社、稲の種類、その他の農作物、薪取り場など、人々の暮らしを知ることができる多くの情報が含まれています。また、貼られている付箋により、宝永3年から約30年後の戸数や人口の変化について知ることができる村もあるとのこと。

不足分についても、ほとんどの写しが見つっていますが、このように江戸時代前半という古い時期のひとつの藩領全体の詳細な状況が分かる資料は、全国的にも例がありません。そこで、東京大学史料編纂所では『大日本近世史料』の最初の刊行物として、この「上田藩村明細帳」を取り上げ、3冊にまとめて出版しています。そのため、当地方だけでなく、広く全国で利用される重要資料となっています。

以下、この『宝永の差出帳 寶永三年 信濃國小懸郡諏訪形村差出帳 戊辰五月十五日』の記述に沿って、約300年前の諏訪形の人々がどのような暮らしをしていたのかについて見ていきたいと思います。

なお、近世文書原本からの読解は困難であるため、原文の記述内容は東京大学史料編纂所の『大日本近世史料（上の図版）』33ページ～45ページから引用させていただきました。

【参照URL <https://cloimng.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/view/ldata/850/8500/07/0101/0033?m=all&n=20>】

### 【コラム 寶（宝）永年間】

宝永年間は1704年から1711年までの期間です。江戸幕府成立から約100年、徳川綱吉（下図）、徳川家宣が将軍だった時代です。



宝永年間は自然災害の多かった年代で、宝永元年には東北地方で大震災、2年には霧島連山高千穂峰御鉢や桜島で噴火、『宝永の差出帳』の年となる3年には浅間山が噴火しています。また、4年には富士山の宝永大噴火が発生して、江戸市中にも数cmの降灰がありました。この年は「宝永の大地震」が起きた年でもあります。「宝永の大地震」は、現在も発生が懸念されている、南海トラフを震源とする大地震で、マグニチュードは8.4～9.3と推定されています。さらに、5年には浅間山、6年には阿蘇山や岩木山、三宅島も相次いで噴火しています。浅間山は8年にも噴火しています。



富士山の宝永火口

社会の出来事としては、長野市の善光寺が慶運によって再建されたのが宝永4年のことです。また、いわゆる「生類憐みの令」は、宝永6年、徳川綱吉の死後10日で廃止されています。

## 2 諏訪形村の場所

『宝永の差出帳』の冒頭には「諏訪形村」の場所が以下のように記載されています。

信濃國小懸郡諏訪形村 江戸へ陸道日本橋迄四拾七里 上州倉鹿川岸迄陸地貳拾六里

「江戸へ陸道日本橋迄四拾七里」の記述で、47里は約188kmです。現在、国道18号線とほぼ並行する旧北国街道を通して追分（北佐久郡軽井沢町）まで行き、そこから旧中山道を通して日本橋まで約200kmですから、ほぼ妥当な距離と言えます。

「上州倉鹿」は現在の群馬県高崎市倉加野町のことです。高崎市南東部のこの町は、利根川の支流に当たる烏川沿いの町で、当時、ここから江戸には川舟を利用できたものと考えられます。この「上州倉鹿」までは「貳拾六里（約104km）」と記載されていますが、やはり北国街道と中山道を通るとちょうどそれくらいの距離になります。後述のとおり、諏訪形村の人々は年貢米などを「松井田城下まで運んだ」と記録されています。その先、倉加野町から江戸へは水運を使ったのでしょうか。

### 【コラム 中山道 倉賀野宿 ～日光例幣使街道の追分～】

一日光例幣使街道の追分 河岸により賑った中山道の大規模な宿駅ー



倉賀野町は高崎市域の南部にあり、高崎線の駅があり中央本線の八王子へ達する八高線がここから分岐する。徒歩時代もここは中山道と日光例幣使街道の追分を持つ地であり、大規模な宿場町が発達していた。

江戸寄りの新町宿、信州寄りの高崎宿との間にあり、本陣1・脇本陣2が指定され旅籠や宿屋も60超を数えた。追分の宿ということもあり利用者も多く、特に飯盛女なども多数存在し遊興色の濃い側面があった。十返舎一九も「乗こころよさそふこそ見ゆるなり馬のくらのしゅくのめしもり」という狂歌を残している。倉賀野の「倉」を馬の鞍の音になぞらえているあたりが生々しい叙述である。



さて、倉賀野宿の発達には例幣使街道の追分というだけでなく、河岸の存在に因るところが大きかった。中山道より南側に少し離れた位置に烏川が流れ、それは利根川に通じさらに江戸川を経て江戸との物資の往来に便利だった。江戸の膨大な需要に呼応して穀物や煙草、木材などの搬出が頻々と行われ、帰り荷は魚介類や塩、油や茶などであった。利根川筋では最上流の河岸であり、上州のみならず信州の諸物資もここから積み出していたこともあり舟問屋は最盛期には74軒も存在したという。このように単に宿駅としてのみならず、明治中期の鉄道開通まで川港町・商業町として大変な発展を見た。

倉賀野宿付近の中山道は国道に潰されることなく生活道路として残されているため、その面影を濃く残し例幣使街道との追分もそのまま交差点として活きている。追分付近より下町・中町・上町と呼ばれた町並は約1kmにわたって続く。古い町並として連続した箇所は少ないが、間口の広い大柄な商家建築が随所に残っており、宿場町としてもりも河岸を仲立とした商業町が今に姿を留めている気がした。



町家は平入りで全て総二階の堂々としたつくりであり、河岸の賑わいのあった明治前期に建てられたものが多くを占めるとされる。中でも上町にはうだつを構えた旧家もあり、1・2階部ともに前面は格子がよく原型を留め、門を構えた庭が隣接し豪商屋敷のような厳かな構えを見せていた。

「古い町並みINDEX（web版）」より引用

## 3 農地と農業

『宝永の差出帳』には以下のように記載されています。

本貫高 本貫高、御水帳所持不仕候故、貫高記不申候、

石高について、まず「水帳（検地の記録）」がないので、地区全体の石高は不明」という記載から始まっています。「課税逃れ」か？とも思える記述ではありません。

それに続いて「切起石高」が記載されています。

切起石高 高八拾貳石貳升三合

「切起」とは「開拓」のことですから、新たに開発された新田の面積を示しているものと思われます。「切起石高 高八拾貳石貳升三合」から、82石、約15000リットルの収量があったことがわかり

ます。後述するとおり、「諏訪形以外の人が新田開拓に入ってきている」という記述があることから、それによって拓かれた石高を含めて示しているということでしょうか？この「八拾貳石貳升三合」の収量に対して「此取四つ（40%の年貢をかける）」とも記載されています。ただ、いつからいつまで、どれだけの期間で「高八拾貳石貳升三合」の「切起」が行われたのかはわかりませんが、「拾九年以前辰之十月（注：元禄元年）」に「御地地頭様ち（より）被仰付、地下二而改、御役所二指上申候扣帳一冊所持仕候（地頭から言われたことを現地調査を行って、文書で報告したもの）」と記載されています。

諏訪形村の新田開発による収量の増加分、「高八拾貳石貳升三合」はどれくらいの価値があるのか考えてみたいと思います。1石は約150kgですから、「高八拾貳石貳升三合」は12,300kg＝12.3トに相当します。ごくおおざっぱに「1石は大人ひとりの1年分の食料」といわれますから、100人近くの人を養うことができる収量、ということになり、かなりの量であることがわかります。

### 【コラム 近世の貨幣価値】

前述のとおり、諏訪形村の新田開発による石高の増加分は「高八拾貳石貳升三合」とのことですが、これが現在のどれくらいの貨幣価値になるのかは気になることです。もちろん、近世と現代との物流状況や価値観のちがいを考えると、「いくらに相当するのか」という考え方はかなり乱暴なものであることは承知の上で、あえて考察してみたいと思います。

「米1石の貨幣価値が1両」というのが基本的な基準のようです。日本銀行金融研究所貨幣博物館（<https://www.imes.boj.or.jp/cm/history/edojidaino1ryowa/>）のデータをもとに試算してみると、1両はおおよそ以下ようになります。

|              |    |   |            |
|--------------|----|---|------------|
| 米価を基準とすると    | 1両 | = | 45,000円程度  |
| 職人の日当を基準とすると | 1両 | = | 230,000円程度 |
| 蕎麦の代金を基準とすると | 1両 | = | 400,000円程度 |

このように、まったくバラバラな値となってしまいます。やはり経済や流通、物やサービスについてのコストや価値観の差などがあって、比較するのは困難、というのが結論になりそうです。

当時「切起」された諏訪形の水田面積は

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 貳町三反貳拾七歩 | 田方                     |
| 下田合      | : 三反三畝貳拾四歩 (約 3,300㎡)  |
| 下々田合     | : 壹町七反壹畝三歩 (約 17,000㎡) |

収量は以下のとおりです。

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 下田合  | : 分米四石三斗九升四合 (約 660kg)  |
| 下々田合 | : 分米拾七石壹斗壹升 (約 2,600kg) |

また、「此取四つ」の記述があり、税率は40%だったことがわかります。

諏訪形は千曲川の氾濫原であることからか、あまり良い水田はないようで、「切起（開拓）」された水田は「下田」「下々田」となっています。別項の「土質」には「土地者、川邊砂りすな土、沖者黒ねは土」とあり、主に水持ちの良くない砂地であったことがわかります。そのため、当時、諏訪形の人々の生活はなかなかたいへんだったのかもしれませんが。諏訪形の地質については、同様の調査結果が2009（平成21）年発行の『諏訪形公民館のあゆみ』の21ページに記述されています（当時の第四中学校教諭田中利明氏の調査による）。

続いて「此取」では、水田以外に畑の「切起」についても記録されています。

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 九町貳反六畝九歩 | 畑方                       |
| 中畑       | : 七反壹畝三歩 (約 7,040㎡)      |
| 下畑       | : 壹町三反四畝九歩 (約 13,300㎡)   |
| 下々畑      | : 八町二反八畝貳拾壹歩 (約 82,000㎡) |

畑についても、それほど条件が良くない場所が圧倒的に多いことがわかります。祖先の苦勞が偲べれます。

畑の収量と税率も明記されています。

|          |                            |               |
|----------|----------------------------|---------------|
| 九町貳反六畝九歩 | 畑方                         |               |
| 中畑       | : 分米六石五斗八升八合 (約 1,000kg)   | 此取貳つ半 (税率25%) |
| 下畑       | : 分米拾石七斗四升三合 (約 1,600kg)   | 此取貳つ半 (税率25%) |
| 下々畑      | : 分米四拾九石七斗貳升貳合 (約 7,500kg) | 此取一つ半 (税率15%) |

これらの田畑で栽培されていた米の銘柄や作物は以下のとおりです。

|      |                                                            |                |
|------|------------------------------------------------------------|----------------|
| 稲毛   | 稲毛 糸いろく・みめよし・ひへま                                           | 注：作付けされたイネの品種名 |
| 畑作毛  | 畑作毛 春作毛者 大麦・小麦<br>夏作毛者 菜・大根・苡豆                             |                |
| 田畑種子 | 當村種子 田壹升蒔二付、小升貳升三合積り、<br>畑壹丁二つぎ、大麦七升、小麦三升五合つゝ              |                |
| 刈敷   | 苡敷、上室加（賀）山・半過山・下室加（賀）山・下ノ郷山ニテ取申候<br>但上室加（賀）山二者、御年貢三俵壹斗宛出申候 |                |

畑では春には大麦や小麦が、夏には葉菜類や大根、豆類などが栽培されていたことがわかります。「白布、馬草、藁、渋柿、桑、蚕」なども記載されています。また、刈敷（肥料にするための野草など）を得るために、上室加（賀）に「御年貢三俵壹斗」ずつ支払を行っていたこともわかります。

『諏訪形誌』の記載にもあるとおり、諏訪形の人々が薪などを得ることのできる「入会地」は諏訪形からかなり離れた場所に多くありました。『宝永の差出帳』には「薪取場」として「奈良本山（青木村から旧四賀村（現松本市四賀）に抜ける旧東山道沿いの奥）、上室加（賀）山、下室加（賀）山、半過山、下之郷山、武石山」が、「家萱（屋根を葺く萱）」は「野倉山（西塩田と別所温泉の境あたりの山間地）」、「草」は「奈良尾山（東塩田と丸子の境で諏訪形からは東山の裏側）」がそれぞれ指定されています。このあたりの状況について、『諏訪形誌』には60ページから61ページにかけて以下のように記述されています。

この当時、現在の小牧山一帯は御林に指定されていたものと思われます。そのため、諏訪形村の人たちは近くに小牧山がありながら、一部個人所有の山野を除いてはほとんど利用することはできませんでした。では、当時の諏訪形村の人たちが自由に入ることができた「入会山」はどこにあったのでしょうか。『宝永の差出帳』によれば、諏訪形村の人たちが利用できる山林は奈良本山、上室賀山、下室賀山、半過山、下之郷山、武石山、野倉山、奈良尾山の八か所に限られていました。このような山々は諏訪形村ばかりではなく、小牧村、御所村、中之条村など十二か村の人たちも共同で利用していました。このことは、諏訪形村の人たちが薪や炭、馬草などを採取するには、青木村や武石村（現上田市武石地区）など、遠くまで出かけなければならなかったことを示しています。（地図はGoogle map より）



また、入会山の地元地域に対しては、山林などの利用料を支払うことになっていて、これを「山年貢」といいました。「山年貢」は米や粃で納める場合と、金銭で納める場合があったようです。諏訪形村は上室賀村に対し粃三俵余り（現在の金額でいうと三万五千円くらいでしょうか）を支払っていたという記録が残っています。

これらの他にも『宝永の差出帳』には、芝山や松の木、竹藪、寺社林などについてもかなり細かい記載が見られます。

#### 4 農業施設

農業施設としては「馳越（長谷越 農業用水路が立体的に交差する場所）」3ヶ所と「池（須川湖のこと）」が記録されており、「破損したときには人足や大工の他、材木、釘、かすがいなどを提供するもの」と記されています。また、「田地用水堰」として、現在の六ヶ村堰と二ヶ村（当時は三ヶ村）堰が記載されています。

壹ヶ所、堰下小牧・諏方（訪）形・御所村・中ノ條・神畑・上田原ニテ用申候

壹ヶ所、堰下諏方（訪）形・御所村・中ノ條村ニテ用申候

※注：原文は「諏方形」。また、「中ノ條」と「中ノ條村」の不統一は原文のまま。

#### 5 その他の産業や賃金など

|    |              |
|----|--------------|
| 女稼 | 女稼、木綿少々仕候    |
| 男稼 | 男稼、耕作之間木草取申候 |

女稼の「木綿」とは、衣類を作るような作業をさすのでしょうか。また、男性は耕作の合間に草取りなどをしていたとあります。

次に、いろいろな役職の給料などが書かれています。

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 庄屋給   | 庄屋給分、御高之内二貫文、御引被下、村々（より）粃拾四俵つゝ出し申候 |
| 庄屋持高役 | 庄屋所持之高、所々役抜申候                      |
| 組頭給   | 組頭給分、壹人二付三貫文つゝ、村々抜申候               |

|      |                                        |
|------|----------------------------------------|
| あるき給 | あるき給分、粃八俵つゝ、村々抜申候                      |
| 用水堰代 | 用水堰代、粃貳俵つゝ、年々御年貢之内二而御引被下候、但田地用水二而御座候   |
| 検見   | 御検見者、大通二而請申候、但不作之年見付奉願候、位付二而御見分、御差引被下候 |
| 夫錢   | 金壹兩三步壹貫六百五拾壹文 萬夫錢                      |
| 詰夫給  | 内 五百文 詰夫給                              |
|      | 壹兩壹歩八百廿三文 夫役給                          |
|      | 貳歩三百貳拾八文 倉鹿夫錢                          |
|      | 但是八御地頭様御入部、江戸御参府之節斗出し申候                |

「検見 御検見者、大通二而請申候（作柄の吟味は大通りからしてください）」というのは、この当時の習慣だったということでしょうか？また「但不作之年見付奉願候、位付二而御見分、御差引被下候（不作の年には特段の配慮をしてほしい）」という要望が書かれています。

|         |                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商札代     | 貳朱商札代 但 仕候者奉願候得者、御札申請、<br>代金壹枚二貳朱宛差上申候                                                                                                                                    |
| 薪定納     | 六百七拾五束 薪定納                                                                                                                                                                |
| 金納      | 右之内御地頭様御入用之外八、金子二而指上申候、直段壹兩二付貳百六拾四束直                                                                                                                                      |
| 年貢粃一俵ノ量 | 御年貢粃六斗入、米三斗八升挽二而御座候、但し土用二入候得者、三斗七升挽                                                                                                                                       |
| 年貢米ノ運送  | 江戸扶持方米駄賃口升 江戸拂米駄賃 城米駄賃<br>御年貢米、上州松井田迄百姓付送り申候、松井田々先者百姓かまい無御座候<br>但江戸御扶持方、壹俵三斗三升三合四タ入貳俵壹駄として、駄賃口升五升つゝ被下候、江戸御拂米、壹俵二斗四升入貳俵壹駄二匹、駄賃口升五升つゝ被下候、<br>松井田御城米、壹俵四斗入貳俵壹駄二匹、粃口升五升つゝ被下候、 |
| 家中物成ノ駄賃 | 御家中御物成、上田迄附届駄賃、遠近二被下候<br>但し時分二高下御座候、舟渡之節者増錢御座候                                                                                                                            |

行商人に営業許可を与える「商札代」として「貳朱」徴収することが記載されています。他にも、薪代や年貢の輸送費などについても細かく書かれています。また、「御年貢米、上州松井田迄百姓付送り申候、松井田々先者百姓かまい無御座候」の記載で、年貢米は旧松井田城下までは諏訪形の人々が運んだことがわかります。ただし、この時代（宝永年間）には、松井田城そのものはなくなっていました。

### 【コラム 松井田城】

諏訪形の人々が年貢を運んだ松井田城は、群馬県安中市松井田町高梨子（上野国碓氷郡）にあった、戦国時代の山城です。諏訪城、小屋城、霞ヶ城、堅田城とも呼ばれました。城は松井田宿北方の尾根に当たる場所にあります。この場所は、城の北側には碓氷道と東山道が通り、南側には中山道が通るといふ交通の要衝に位置しています。また碓氷峠に備える役割も担っていたものと思われます。天正18（1590）年に廃城となりましたが、土塁などは当時の姿をとどめており、「安中郭」が安中市指定史跡に指定されています。



「松井田城址保存会」のホームページでは、以下のように紹介されています。

松井田城は戦国時代に修築された広大な山城です。標高410m（比高130m）の山の尾根に、東西に1Km、南北に1.5Km（面積約75ヘクタール 注：原文のままですが、どういう計算なのか不明です）の城域を有しています。北条方の西の要として東山道を押さえる要衝にあり、大道寺駿河守政繁が城代の時に大改修されました。

天正18年（1590）に秀吉の北条攻めが始まると豊臣方北国勢（前田利家・利長父子、上杉景勝、真田昌幸、松平康国・康貞兄弟）の約三万五千の大軍に囲まれ、3000余（一説には2000余）の寡兵ながら総攻撃に耐えて開戦から約1ヶ月持ちこたえましたが、落城（降伏開城）しました。

400年の歳月を越えて広大な城の遺構は草生すまま、全域が落城した当時のまま手つかずに残っています。発掘して整備すれば、戦国時代の山城の縄張りが見られる県内有数の中世城郭であり貴重な文化財です。

現在は、松井田城址保存会が案内板を整備したり、定期的に草刈りや倒木処理を行い、歩きやすくなっています。低い山ですが、急坂もありますので山登りの恰好で御越してください。

また、「市場」の項では「當村市場二而無御座候、上田町・馬越村二罷出賣買仕候、但海野町・原町へ壹里余、馬越村二壹里半余、」とあり、諏訪形村には商店はなく、買い物の際は上田町、海野町や原町、馬越村（現在の浦里地区）などに出かけていったようです。ただ、「馬越村二壹里半余（6kmあまり）」はそのとおりとしても「海野町・原町へ壹里余（4km）」はやや意外な感じを受けます。これについては次の「コラム」で考察します。

本文中で「海野町・原町へ壹里余（4km）はやや意外な感じを受けます」と書きました。しかし、現在の上田橋の場所に初代上田橋が架けられたのは明治24（1891）年です。それまで、荒神宮裏あたりから渡し船があったことは『諏訪形誌』にも記述されています。

ただ、諏訪形から旧古舟橋があったと思われる場所を通して北国街道に出、街道を東に進んで原町や海野町まで行くとちょうど壹里＝4km程度になります。つまり、『差出帳』に書かれている距離はこれをさしているものと考えるなら、ちょうどそんな感じになるだろう、ということです。

|         |                  |              |    |      |     |
|---------|------------------|--------------|----|------|-----|
| 百姓家四壁ノ木 | 四壁、あんず、系の木、樫御座候、 |              |    |      |     |
| 鉄砲所有者   | 鉄砲壹挺             | 玉目三匁         |    |      |     |
| おとし筒    | 同壹挺              | おとしつゝ        | 持主 | 庄兵衛  |     |
| 座頭      | 座頭貳人             | 玉目三匁         |    |      |     |
|         |                  | おとしつゝ        | 持主 | 六右衛門 | つや  |
| 山伏      | 山伏貳人             |              |    |      | 城   |
|         |                  | 京六角勝仙院手下、田沢村 |    |      | 城   |
| 道心      | 道心壹人             | 若宮坊支配、       |    |      | 町院  |
| 紺屋      | 紺屋壹人             |              |    |      | 實了心 |
|         |                  |              |    |      | 平六  |

|               |         |      |
|---------------|---------|------|
| 屋敷・本百姓・相地・水呑  | 本百姓     | 三拾六人 |
| 屋敷六拾八軒、御年貢地之内 | 相地      | 貳拾壹人 |
|               | 水呑      | 拾壹人  |
| 人数            |         |      |
| 人数四百拾九人       | 内 貳百廿五人 | 男女家  |
|               | 百九十四人   | 出    |
|               | 貳人      |      |

|                 |                            |                        |                        |                             |
|-----------------|----------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 諏訪形<br>須川<br>中村 | 世帯数<br>954戸<br>20戸<br>547戸 | 男性1060人<br>16人<br>652人 | 女性1078人<br>17人<br>719人 | 合計<br>2128人<br>33人<br>1371人 |
| 合 計             | 1521戸                      | 1728人                  | 1814人                  | 3542人                       |
| 宝永3年            | 68戸                        | 225人                   | 194人                   | 419人                        |

(現在の世帯数・人口等は 上田市の統計 2023年(令和5年)12月 による)

## 7 馬

『宝永の差出帳』には「馬」についての特に記述があります。当時の人々の生活にとって馬が特別に重要だったことを示すものと思われます。また、近隣には馬医（獣医）はおらず、必要なときには保野村（塩田地区の別所街道沿い）から来てもらっていた様子がわかります。

馬数 馬数五拾壹疋 内 四拾貳疋 男馬  
九疋 女馬

馬医 馬医無御座候、馬相煩候節者、保野村より馬医呼養生仕候

## 8 寺社など

『宝永の差出帳』にはかなり多くの寺社や堂宇などが記載されています。

|           |                                             |                                    |
|-----------|---------------------------------------------|------------------------------------|
| 明神宮<br>社領 | 明神宮<br>但社領貳貫貳百八拾文、御高之内二而御引被下候               | 社領の収入への課税は免除してほしい                  |
| 金窓寺<br>寺領 | 寺壹ヶ所<br>本海野興善寺末寺金窓寺<br>但寺領貳貫三拾文、御高之内二而御引被下候 | 寺領の収入への課税は免除してほしい                  |
| 荒神堂       | 荒神堂                                         | 壹ヶ所                                |
| 観音堂       | 観音堂                                         | 壹ヶ所                                |
| 権現社       | 権現社                                         | 壹ヶ所                                |
| 飯綱社       | 飯綱社                                         | 壹ヶ所                                |
| 十王堂       | 十王堂                                         | 壹ヶ所                                |
| 山神        | 山神                                          | 兩所                                 |
| 薬師堂       | 薬師堂                                         | 壹ヶ所                                |
| 神明        | 神明                                          | 壹ヶ所                                |
| 山神        | 山神                                          | 壹ヶ所                                |
| 郷蔵        | 郷蔵                                          | 三軒                                 |
|           |                                             | 内 長サ六間、横貳間<br>長サ六間、横貳間<br>長サ七間、横貳間 |

以上のうち、「明神宮」は現在の諏訪神社を指しています。金窓寺については、現在の場所にあったのか、それとも「諏訪形字堂村（現在の公民館北東側一帯）」あたりにあって、その後火災に遭って現在の場所に再建されたのかははっきりしません。このあたりについては、『諏訪形誌web版』の「曹洞宗玉祐山金窓寺」の項で論じているとおりです。

- ①の「荒神堂」は現在の「荒神宮」のことだろうと思いますが、「神社」ではなく「堂」とされていることが注目されます。この当時にはいわゆる「神社」としての格ではなかったのではないかと推測できます。また、「人数」の中に神官・神主に相当する人が見当たらないため、「荒神宮」は村の守り神としての堂で、無住であったのかもしれない、とも推測できます。一方、このような状態だったとするなら、それが江戸時代後半の繁栄とはどのようにつながっていくのかというあたりは疑問です。



- ②の「観音堂」は金子素人著『諏訪形の史跡めぐり』には「堂村696番地にあり、観音菩薩像が安置されていて、村で管理されていた」とあります。また、2007（平成19）年発行の『上田市誌別巻5 図で見る街や村のうつりかわり』には、「この場所（寺屋敷地籍）には観音堂があった」との記述も見られます。観音堂は1873（明治6）年の廃寺・廃堂令によって廃止となり、その跡地には諏訪形学校（知仁学校＝若宮学校の前身）が建てられた、と記録されています。
- ③の「権現社」は何を指しているのか不明です。ただ、東山地籍には「権現山」と呼ばれる山があり、金窓寺の開祖とされる玉窓妙金法尼に関わる祠も近くにあることなどから、この祠を指している可能性もあるのかもしれません。
- ④の「飯綱社」は、よくわからないのですが、石尊山（三本松）の北麓近くの山中にある石祠でしょうか。石尊山を「飯綱山」と記載した地図も存在することから可能性はあると思いますが、はっきりしません。
- ⑤の「十王堂」が何を指していて、どこにあったのかはわかりません。ただ、第四中学校北側（中村自治会）あたりに「堂前」という小字があり、墓地もあることなどから、このあたりに「十王堂」があったという可能性はあるのかもしれません。
- ⑥の「山神（兩所）」は県道塩川線（須川に通じる道路）沿いの「上の山の神・下の山の神」を指すものと思われます。

⑦の「薬師堂」は、現在の金窓寺本堂隣に再建された堂宇の元のものではないかと思われますが、はっきりしません。ただ、この薬師堂は現在も存在しません。藤原住職の話では、以前は金窓寺敷地内の北東隅にあったが、老朽化のため取り壊した、とのことでした。

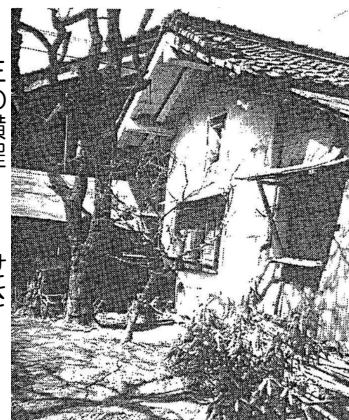


⑧の「神明」は、須川の宮浦地籍にあった「諏訪神社」のことだろうと推測されます。須川の諏訪神社は現在、諏訪形の諏訪神社境内に移転されて「天神宮」となっています。このあたりの経緯については『諏訪形誌』271ページの「コラム 諏訪神社境内の別神社」をご参照ください。

⑨の「山神」は6の「山神」と重複するようですが、「壹ヶ所」となっているため、別の山の神を指しているものと思われます。上田市営霊園の東側に山の神があることから、これを指しているのかもしれませんが、はっきりしません。

⑩の「郷蔵」については『諏訪形誌』59ページをご参照ください。「三軒」という記載があり、そのうち1軒は堂村地籍にありますが、他の2軒はどこにあったのか不明です。「長サ六間、横貳間、長サ七間、横貳間」とあるのでそれぞれ、広さは6坪（12畳）、7坪（14畳）程度となります。

なお、堂村地籍の郷蔵があった場所には「諏訪形まちづくり協議会」による説明看板が設置されていますが、現在では建物は残っていません。右の写真は金子素人さんによる『諏訪形の史跡めぐり』に掲載されているものです。



## 9 村域と近隣の村落

|      |                 |
|------|-----------------|
| 村ノ廣サ | 當村東西拾町貳間、南北六町拾間 |
| 隣郷   | 小牧村 御所村         |

1町＝110m、1間＝1.82mで計算すると、東西は約1100m、南北は約670mということになります。

## 10 その他

人々の生活は苦しかったようで、「村役人ノ救済」という項が出てきます。

|                                  |
|----------------------------------|
| 村役人数年相勤候族、不勝手二罷成難儀候節、申立候得者、御救被下候 |
|----------------------------------|

村役人を数年間勤めると（本来の仕事に手が回らず）不勝手（生活苦）となってしまうため、申し立てがあった場合には救済してほしい、という記載であると思われます。

小牧村の人がひとりと御所村の人が少々（数人）、諏訪形村に「出作（出稼ぎ）」に来ていることが記されています。また、「上田横町のもの」が「切起畑（開墾）」に来ていることも記されています。

|       |               |
|-------|---------------|
| 當村二出作 | 小牧村もの作申候      |
| 同出作   | 切起畑、上田横町もの申候  |
| 同出作   | 御所村ち（より）少々作申候 |

ほかにも

|         |                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 猪狼おとし鉄砲 | 猪狼出、耕作荒し申候節、申立候得者、おとし鉄砲御貸し被下候<br>(イノシシやオオカミが作物を荒らすときにはお願いしたら鉄砲を貸してください)                                |
| 寄馬      | 御大名中様御通之節、原町・海野町・田中寄馬、員數御差圖次第出申候、荷物附拂之分、御定駄賃ニテ付申候<br>(大名などが通過するときには決められた場所に人足などを提供するので、決まった賃金で出してください) |

最後に、「もし間違いや隠し事があればどのような処分も受けます」と書かれ、責任者の名前があります。また前述のとおり、現在の坂城町にあった代官所から原本を取り寄せ、寛政三亥（1791）年に上田藩の役人と思われる人が筆写したものであることも記されています。

|       |                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 浮役臨時物 | 右者當村切起田畑反別并浮役・臨時物等、其外御改の品々、書付上候通り、少茂（も）相違無御座候、若隠置偽申上候者、如何様之曲事二茂可被仰付候、以上 |
| 庄屋 組頭 | 寛永三年丙戌五月十五日                                                             |
| 庄屋 判  | 判                                                                       |
| 組頭 判  | 判                                                                       |
|       | 圓山作右衛門殿<br>大森五右衛門殿                                                      |
|       | 右差出帳、寛政三亥年夏中、御代官所より取寄写置候、<br>堀 勘太夫<br>稻垣 勘左衛門<br>兎束 伴左衛門                |

【資料 信濃國小縣郡諏訪形村差出帳】

（東京大学史料編纂所の『大日本近世史料』から）

|                    |                                                                                                                                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 表紙                 | 寛永三年<br>信濃國小縣郡諏訪形村差出帳<br>戊戌五月十五日                                                                                                 |
| 諏訪形村               | 信濃國小縣郡諏訪形村<br>江戸へ陸道日本橋迄四拾七里<br>上州倉鹿川岸迄陸地貳拾六里                                                                                     |
| 本貫高                | 一、本貫高 本貫高、御水帳所持不仕候故、貫高記不申候、                                                                                                      |
| 切起石高               | 一、切起石高 高八拾貳石貳升三合                                                                                                                 |
| 段別                 | 此反別                                                                                                                              |
| 田方<br>畑方           | 一、拾壹町三反貳畝六歩内<br>一、貳町三反貳拾七歩 田方<br>一、九町貳反六畝九歩 畑方                                                                                   |
|                    | 此訳                                                                                                                               |
| 下田                 | 石盛十三<br>一、下田合 三反三畝貳拾四歩 此取四つ<br>分米四石三斗九升四合                                                                                        |
| 下々田                | 石盛十<br>一、下々田合 壹町七反壹畝三步 同斷<br>分米拾七石壹斗壹升                                                                                           |
| 中畑                 | 石盛九<br>一、中畑合 七反壹畝三步 此取貳つ半<br>分米六石五斗八升八合                                                                                          |
| 下畑                 | 石盛八<br>一、下畑合 壹町三反四畝九歩 同斷<br>分米拾七石七斗四升三合                                                                                          |
| 下々畑                | 石盛六<br>一、下々畑合 八町二反八畝貳拾壹歩<br>一、七町壹反九畝貳拾四歩、<br>一、壹町八畝貳拾七歩、一毛作、取一つ半、<br>分米四拾九石七斗貳升貳合                                                |
| 元禄元年<br>十月差出<br>控帳 | 右切起、拾九年以前辰之十月、御地頭様より被仰付、地下二而改、御役所に指上申候扣帳一冊所持仕候、                                                                                  |
| 餅白米<br>粳白米         | 一、餅白米・粳上・中・下白米、御地頭様御用次第差上申候、尤御年貢御差斷被下候、<br>餅上白米八、粳壹俵二貳斗四升、但土用入候得者、壹升下り、<br>粳上白米八、粳壹俵貳斗七升、右同斷<br>同中白米八、粳壹俵二三斗、<br>同下白米八、粳壹俵二三斗三升、 |

|                       |                                                                                                                        |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小麥                    | 一、小麥、御用之節差上申候、粃壹俵ニ小麥四斗五升御差次被下候、                                                                                        |
| 御馬飼料<br>苳豆            | 一、御馬飼料苳豆、御用次第差上申候、但シ年々粃壹俵ニ七拾結・八拾結ツゝ御差次被下候、                                                                             |
| 大豆                    | 一、大豆、御用之節差上申候、粃壹俵ニ大豆ツゝかハニ御差次被下候、                                                                                       |
| 白布                    | 一、白布、九反・拾反ツゝ、小泉組中ニ而割ニ仕差上申候、尤代金壹端ニ付九匁拾壹匁迄被下候、                                                                           |
| 城主在城<br>ノ年壹所<br>用青物類  | 一、御地頭様御在城の年者、御壹所御用青物類、為御賄一ヶ月ニ五日宛、小泉組中割ニ仕相勤申候、                                                                          |
| 御馬草                   | 一、御馬草、但十月々五月迄わら、御馬數御用次第差上申候、<br>六月々九月迄くさ、                                                                              |
| 葺萱                    | 一、葺萱 五駄壹束                                                                                                              |
| すさ藁                   | 一、すさわら 壹束                                                                                                              |
| すぐり藁                  | 一、すぐりわら 貳駄                                                                                                             |
| 澁柿                    | 一、澁柿 七俵                                                                                                                |
| 土質                    | 一、土地者、川邊砂りすな土、沖者黒ねは土ニ而御座候、                                                                                             |
| 桑<br>楮                | 一、桑・楮、少々御年貢地内、百姓勝手ニ植置申候、                                                                                               |
| 蠶                     | 一、蚕子少々仕候、                                                                                                              |
| 薪取場                   | 一、薪取場、奈良本山・上室加山・下室加山・半過山・下之郷山・武石山ニ而取申候、但野倉山ニ而者家萱取申候、奈良尾山ニ而ハ草取申候、                                                       |
| 川除                    | 一、川除、小牧境々御所境迄、御地頭様より御普請所、人足御領分々被仰付候、但材木・大工・扶持方共被下候、                                                                    |
| 馳越                    | 一、長谷越 三ヶ所<br>人足所々出し申候、大破之時、組人足、但材木・釘・かすがいいハ、御地頭様々被下候、                                                                  |
| 池                     | 一、池 長サ 貳百三拾間 壹つ<br>横 百拾間<br>是者御地頭様々御普請人足・扶持方被下候、土井破損之節ハ、奉願候得者、釘・かすがいい、大工共ニ被仰付被下候、                                      |
| 田地用水<br>堰             | 一、田地用水堰 二ヶ所<br>内 壹ヶ所、堰下小牧・諏方形・御所村・中ノ條・神畑・上田原ニ而用申候、<br>壹ヶ所、堰下諏方形・御所村・中ノ條村ニ而用申候、<br>右二ヶ所ともニ大普請之節者、人足・材木・大工共ニ御地頭様々被仰付被下候、 |
| 屋敷<br>本百姓<br>相地<br>水呑 | 一、屋敷六拾八軒、御年貢地之内 一、本百姓三拾六人<br>一、相地貳拾壹人<br>一、水呑拾壹人                                                                       |
| 人數                    | 一、人數四百拾九人内一、貳百廿五人 男<br>一、百九十四人 女                                                                                       |
| 出家                    | 一、貳人 出家<br>右人數之内、不宜成者壹人茂無御座候、勿論書付外、壹人茂隱置不申候、                                                                           |
| 馬數                    | 一、馬數五拾壹疋内一、四十貳疋 男馬<br>一、九疋 女馬                                                                                          |
| 馬醫                    | 一、馬醫無御座候、馬相煩候節者、保野村々馬醫呼養生仕候、                                                                                           |
| 明神宮<br>社領             | 一、明神宮 壹ヶ所<br>但社領貳貫貳百八拾文、御高之内ニ而御引被下候、                                                                                   |
| 金窓寺                   | 一、寺壹ヶ所<br>本海野興善寺末寺 金窓寺                                                                                                 |

|             |                                                                                                                      |                                           |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 寺領          | 但寺領貳貫三拾文、御高之内二而御引被下候、                                                                                                |                                           |
| 荒神堂         | 一、荒神堂                                                                                                                | 壹ヶ所                                       |
| 観音堂         | 一、観音堂                                                                                                                | 壹ヶ所                                       |
| 権現社         | 一、権現社                                                                                                                | 壹ヶ所                                       |
| 飯綱社         | 一、飯綱社                                                                                                                | 壹ヶ所                                       |
| 十王堂         | 一、十王堂                                                                                                                | 壹ヶ所                                       |
| 山 神         | 一、山神                                                                                                                 | 兩 所                                       |
| 薬師堂         | 一、薬師堂                                                                                                                | 壹ヶ所                                       |
| 神 明         | 一、神明                                                                                                                 | 壹ヶ所                                       |
| 山 神         | 一、山神                                                                                                                 | 壹ヶ所                                       |
| 郷 蔵         | 一、郷蔵                                                                                                                 | 三 軒<br>内 長サ六間、横貳間<br>長サ六間、横貳間<br>長サ七間、横貳間 |
|             | 但三百文、御高之内二而御引地、郷普請、材木御地頭様を被下候、                                                                                       |                                           |
| 村ノ廣サ        | 一、當村東西拾町貳間、南北六町拾間、                                                                                                   |                                           |
| 隣郷          | 隣郷 小牧村<br>御所村                                                                                                        |                                           |
| 種賃<br>追賃    | 一、種賃百拾三俵壹斗、追借五拾俵、御地頭様を毎々御貸被下候、春御貸、十一月三割之利足 <sub>レ</sub> 加差上申候、當戌年春、九拾壹俵御貸、追貸者無御座候、尤種賃三割之利足加へ、當暮指上申 <sub>二</sub> 御座候、 |                                           |
| 拝借金         | 一、拝借金之儀、不作水旱等難儀之節、奉願候得者、壹分壹厘之利足 <sub>二</sub> 而御貸し被下候、                                                                |                                           |
| 村役人ノ<br>救済  | 一、村役人數年相勤候族、不勝手二罷成難儀候節、申立候得者、御救被下候、                                                                                  |                                           |
| 當村へ出<br>作   | 一、當村に出作<br>一、同出作<br>一、同出作                                                                                            | 小牧村もの作申候、<br>切起畑、上田横町もの作申候、<br>御所村を少々作申候、 |
| 年季質地        | 一、年季質地、田畑相對 <sub>二</sub> 而長短御座候、                                                                                     |                                           |
| 小作入         | 一、小作入壹斗蒔 <sub>二</sub> 而、大積り貳俵程つゝ入上御座候、但畑之小作無御座候、上中下訳、前々を無御座候、                                                        |                                           |
| 猪狼おど<br>し鐵砲 | 一、猪狼出、耕作荒し申候節、申立候得者、おとし鉄砲御貸し被下候、                                                                                     |                                           |
| 寄馬          | 一、御大名中様御通之節、原町・海野町・田中寄馬、員數御差圖次第出申候、荷物附拂之分、御定駄賃 <sub>二</sub> 而付申候、                                                    |                                           |
| 芝山          | 一、當村芝山、東西貳拾貳町五拾四間、但御所村境がき岩をわけらの大岩迄南北拾壹町四拾八間、右之内小林拾五ヶ所自分持、                                                            |                                           |
|             | 一、貳畝貳拾七歩<br>一、壹畝拾四歩<br>一、四畝九歩<br>一、四畝貳拾壹歩<br>一、三畝拾六歩<br>一、七畝歩                                                        | 芝山<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同               |
| 松木          | 一、四畝歩<br>一、壹畝歩<br>一、壹畝歩<br>一、壹畝廿壹歩<br>一、壹畝歩<br>一、壹畝九歩                                                                | 松木少々御座候、<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同         |

|                                          |                                                                                                                                                           |                        |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 年貢地                                      | 一、壹反三步<br>一、三畝歩<br>一、九畝拾歩                                                                                                                                 | 同御年貢地之内<br>同<br>同      |
| 竹藪                                       | 一、竹藪三畝九歩<br>内                                                                                                                                             | 貳ヶ所                    |
| 小竹                                       | 一、四拾貳坪<br>一、五拾貳坪                                                                                                                                          | 小竹 同 壹畝余 彦七<br>壹畝廿歩 甚助 |
| 寺社林                                      | 一、寺社林 但松之木、                                                                                                                                               | 六ヶ所                    |
| 稻毛                                       | 一、稻毛 糸いらく・みめよし・ひへま                                                                                                                                        |                        |
| 畑作毛                                      | 一、畑作毛 春作毛者、大麦・小麥、<br>夏作毛者、菜・大根・苡豆、                                                                                                                        |                        |
| 田畑種子                                     | 一、當村種子、田壹升蒔二付、小升貳升三合積り、<br>畑壹丁ニつき、大麦七升、小麦三升五合つゝ、                                                                                                          |                        |
| 刈敷                                       | 一、苡敷、上室加山・半過山・下室加山・下ノ郷山ニ而取申候、<br>但上室加山ニ者、御年貢三俵壹斗宛出申候、                                                                                                     |                        |
| 市場                                       | 一、當村市場ニ而無御座候、上田町・馬越村に罷出賣買仕候、<br>但海野町・原町ハ壹里余、<br>馬越村に壹里半余、                                                                                                 |                        |
| 女稼                                       | 一、女稼、木綿少々仕候、                                                                                                                                              |                        |
| 男稼                                       | 一、男稼、耕作之間木草取申候、                                                                                                                                           |                        |
| 庄屋給                                      | 一、庄屋給分、御高之内貳貫文、御引被下、村々糶拾四俵つゝ出し申候、                                                                                                                         |                        |
| 庄屋持高役                                    | 一、庄屋所持之高、所々役拔申候、                                                                                                                                          |                        |
| 組頭給                                      | 一、組頭給分、壹人ニ付三貫文つゝ、村々抜申候、                                                                                                                                   |                        |
| あるき給                                     | 一、あるき給分、糶八俵つゝ、村々抜申候、                                                                                                                                      |                        |
| 用水堰代                                     | 一、用水堰代、糶貳俵つゝ、年々御年貢之内ニ而御引被下候、但田地用水ニ而被下候、                                                                                                                   |                        |
| 検見                                       | 一、金壹兩三步壹貫六百五拾壹文                                                                                                                                           | 萬夫錢                    |
| 夫錢                                       | 内 一、五百文<br>一、壹兩壹歩八百廿三文<br>一、貳歩三百貳拾八文                                                                                                                      | 詰夫給<br>夫役給<br>倉鹿夫錢     |
| 詰夫給<br>夫役給<br>倉鹿野夫<br>錢                  | 但是ハ御地頭様御入部、江戸御參府之節斗出し申候、                                                                                                                                  |                        |
| 商札代                                      | 一、貳朱商札代、但 商仕候者奉願候得者、御札申請、<br>代金壹枚ニ貳朱宛挿上申候、                                                                                                                |                        |
| 薪定納<br>金納                                | 一、六百七拾五束 右之内御地頭様御入用之外ハ、金子ニ而指上申候、指定納<br>直段壹兩ニ付貳貳百六拾四束直、                                                                                                    |                        |
| 年貢糶一<br>俵ノ量                              | 一、御年貢糶六斗入、米三斗八升挽ニ而御座候、但し土用ニ入候得者、三斗七升挽、                                                                                                                    |                        |
| 年貢米ノ<br>運送<br>江戸扶持<br>方米駄賃<br>口升<br>城米駄賃 | 一、御年貢米、上州松井田迄百姓付送り申候、松井田々先者百姓かまい無御座候、<br>但江戸御扶持方、壹俵三斗三升三合四夕入ニ俵壹駄として、駄賃糶口升五升つゝ被<br>下候、<br>江戸御拂米、壹俵ニ三斗四升入貳俵壹駄ニ、糶口升五升つゝ被下候、松井田<br>御城米、壹俵四斗入貳俵壹駄ニ、糶口升五升つゝ被下候、 |                        |
| 家中物成<br>ノ駄賃                              | 一、御家中御物成、上田迄附届駄賃、遠近ニ被下候、<br>但し時分ニ被高下御座候、舟渡之節者増錢御座候、                                                                                                       |                        |
| 水損                                       | 一、當村ニ被水損御座候、其節以帳面奉願候得者、御検分之上、御差引被下候、                                                                                                                      |                        |

|         |                                                                       |                        |                              |          |
|---------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------|----------|
| 池掛り田地旱損 | 一、當村池掛り田地、年ニ早損御座候、                                                    |                        |                              |          |
| 百姓家四壁ノ木 | 一、四壁、あんす・糸の木・桎御座候、                                                    |                        |                              |          |
| 鐵砲所持者   | 一、鉄砲壹挺                                                                | 玉目三匁<br>おとしつゝ          | 持主<br>庄兵衛                    |          |
| おとし筒    | 一、同壹挺                                                                 | 玉目三匁<br>おとしつゝ          | 持主<br>六右衛門                   |          |
| 座頭      | 一、座頭貳人                                                                |                        | 城 城                          | つや<br>るい |
| 山伏      | 一、山伏貳人                                                                | 京六角勝仙院手下、田沢村<br>若宮坊支配、 | 町 寶                          | 院 学      |
| 道心      | 一、道心壹人                                                                |                        | 了                            | 心        |
| 紺屋      | 一、紺屋壹人                                                                |                        | 平                            | 六        |
| 浮役臨時物   | 右者當村切起田畑反別并浮役・臨時物等、其外御改之品ゝ、書付上候通り、少茂相違無御座候、若隠置偽申上候者、如何様之曲事ニ茂可被仰付候、以上、 |                        |                              |          |
| 庄屋組頭    | 寶永三年丙五月十五日<br>戌                                                       |                        | 庄屋判<br>組頭判                   |          |
|         | 圓山作右衛門殿<br>大森五右衛門殿                                                    |                        |                              |          |
|         | 右差出帳、寛政三亥年夏中、御代官所より取寄写置候、                                             |                        | 堀 勘太夫<br>稻垣 勘左衛門<br>兎 東 伴左衛門 |          |